

平成27年（行ウ）第4号 石木ダム事業認定処分取消請求事件  
原告 岩下和雄外108名  
被告 国

## 意見陳述書

平成30年3月20日

原告

岩下和雄 こちら

岩本宏之 こちら

代理人（弁護士）

板井 優 代読 平山博久 こちら

毛利 倫 こちら

馬奈木昭雄 こちら

平成27年（行ウ）第4号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄外108名

被告 国

意見陳述書

平成30年3月20日

長崎地方裁判所 御中

原告 岩下 和雄

私は、石木ダムが出来ると水没が予定される地区に住む岩下和雄と申します。半世紀近く前の1970年ころに計画されたダム私達の生活を奪い自然を破壊し、住み慣れた故郷まで犠牲にしても石木ダムは必要なのでしょうか。私はそれを50年近く問い続けてきました。しかし、行政の説明も対応もふらつき続けています。

石木ダムの当初の計画では、佐世保市の水需要の拡大、水不足対策として利水に必要なダムとされていました。しかし、利水のみでは、建設費が受益者である佐世保市民のみの負担となりますので、川棚川の治水も含め負担金を減らすために多目的ダムとして建設することになりました。長崎県からは、「この手法は、全国どこでも同じ方法を使っています。治水は付け足しです。」と説明されました。

1975年、佐世保市は「川棚町議会石木ダム特別委員会」にダムの必要性として、「現在一日96,000 m<sup>3</sup>の使用量が10年後には1.68倍の161,400 m<sup>3</sup>になる」と過大な予測をしました。そして、「佐世保市の取水能力は一日111,000 m<sup>3</sup>しかありません。だから石木ダムが必要です。」と説明しました。しかし、この50年間で佐世保の水需要は生活様式の変化や人口減少、工業団地計画がなくなるなどによって大幅に減少し、現在では一日最大80,000 m<sup>3</sup>を切っています。当初の予測である161,400 m<sup>3</sup>から見れば、80,000 m<sup>3</sup>以上も予測はずれています。今後も人口減少、節水機器普及

などで佐世保の水需要は益々減少することは確実です。

しかし、長崎県や佐世保市は、慢性的な佐世保市の水不足解消には石木ダム建設が絶対不可欠とまだ言い続けています。

佐世保市の棧市長が退任するとき、私は市長に呼ばれてお会いしました。そのとき市長は、

佐世保市は石木ダム以外に独自に取水計画を立てていたが、石木ダム建設に影響するから何もするなと県から反対され何もできなかった。あの時推し進めていたら今回のような大事にはならなかっただろうと、非常に残念でなりません。これからも頑張って反対してください。

と逆に励まされました。

1995年3月31日の朝日新聞では、佐世保市が石木ダム以外の独自の取水計画を進めていたことについて、長崎県が反対していたことが明らかにされました。記事の中で、棧市長は、

ダム以外に水源が確保されると、石木ダム不要論につながる。長崎県が取水計画に反対したのは、そう懸念した建設省の意向を反映したのではないか。

と述べられていました。

佐世保市は、水需要予測が過大に見積もられている、技術が進歩した今、他に方法があるはずといった私たちの追及によって、2004年、ようやく取水計画の見直しを行いました。それでもダム建設を前提にするものでした。石木ダムからの取水量を一日60,000 m<sup>3</sup>から40,000 m<sup>3</sup>に減らしたただけです。

その根拠は、一日の取水能力111,000 m<sup>3</sup>を、このときはじめて安定水源と不安定水源に分け、安定水源の77,000 m<sup>3</sup>だけを取水可能な水源とごまかし、ダム完成年度の需要である117,000 m<sup>3</sup>に40,000 m<sup>3</sup>足りない。その40,000 m<sup>3</sup>は石木ダムで補うと、完全な子供だましの数字合わせを行った

のです。

1982年、機動隊を導入して強制測量を行う前日、当時の県知事高田勇氏と面談した際、私達が「ダムの必要性について話し合いを続けよ。他に方法がないか話し合いを続けよ。」と要請したのに対し、知事は「長崎県にも優秀な職員がいます。信用してください！」と述べ話し合いを拒否し、翌日、機動隊を投入して強制測量に踏み切ったのです。

確かに県、市職員は優秀なのでしょう。しかし、この裁判で明らかになったように、その優秀さは、治水でも利水でも、都合のいい数字合わせや誤魔化しにしか使われていません。私たち川原のみんなが、先祖代々の生活を営み、ダム建設によって生活、ふるさと、人生、思い出がダムの底に沈められることに思いを馳せることには使われていないのです。

2014年7月、こうばる公民館で行われた説明会の場で、佐世保市の朝長市長が「佐世保市民の豊かな生活の為、有り余る水を確保する必要があります。だから石木ダムは必要不可欠なのです。」と発言されました。

この発言は、「佐世保市民の豊かな生活の為に、私達には犠牲になれ！」と恫喝したのと同じです。私達の気持ちを逆なでし、傲慢な態度でダム建設を推し進めようとする態度です。このような人が人の上に立っていいのでしょうか。決して許されません。

長崎県は、「地権者と話合いの場を持つ為」と事業認定申請を行いました。事業認定申請によって、何の話合いができるのでしょうか。強制収用によって、無理やりに家を奪い、先祖代々守ってきた土地を取り上げると脅していると思えません。

しかし、私達の結束は固い。全国からも応援の声が集まっています。

私たちは、このような圧力、脅しに絶対に屈することはありません。

長崎県や佐世保市が本当に石木ダムを必要とするなら、「意見の相違」と話合いを拒否するのではなく、私達と真摯に向かい合い、私達の理解が

得られるよう、とことん説明し、同意が得られるよう努力するべきです。

そして説明ができず、私達の同意が得られなければ、ダム建設の必要性について見直しを行い、ダム建設中止という当たり前の決断をすべきです。過去の計画にとらわれず、新たな道を探ることこそが、真の優秀さではないのでしょうか。

私は、今月 23 日で 71 歳になります。石木ダム建設計画が持ち上がってから 50 年あまり、人生の大半をダム問題に翻弄されてまいりました。私達の生活は決して裕福とは言えませんが、自然豊かな隣人愛あふれる他に類を見ない豊かな故郷なのです。

私は、老後は家庭菜園・旅行や孫の世話等あれもしたい、これもやりたいと楽しい夢を見てまいりました。しかし今では、孫が遊びに来たいと連絡してきても連日の抗議行動で遊んでやる事すらできません。

ここ数年、夫婦の会話にダムの話が出なかった日はありません。夜も県職員の夜討ちが気になり、寝付かれない日か続き、夢の中で大声を上げ飛び起きることも度々あります。これは私だけの事ではありません。川原地区の皆さんが同じように悩み、苦しんで命を削っています。

私達はいつまでダム問題に翻弄され苦しみ続けなければならないのでしょうか。老い先短い人生です。一日も早くダム問題から解放され、楽しい老後を過ごせる生活を取り戻したい。

裁判所にはダムは必要ないとのこと判断をお願いしたいと思います。

以上

表紙に戻る

平成27年（行ウ）第4号  
石木ダム事業認定処分取り消し請求事件  
原告 岩下和雄外  
被告 国

## 意見陳述書

平成30年3月20日

長崎地方裁判所 御中

原告 岩本宏之

### 1 はじめに

私は、原告の岩本宏之です。生年月日は1944年（昭和19年）12月24日で、満73歳です。私は、石木ダム建設の水没予定地域（こうばる）で生まれ育ち、高校卒業後は役場で仕事をし、平成17年に定年退職をした以降は現在も、こうばるで米や野菜を作り、猪を獲ったり、魚を釣ったりして、自給自足の生活を続けています。現在、妻と長男と3人暮らしをしています。

### 2 強制収用は許さない

私の集落は、戦時中、国が海軍工廠を造るため多くの農地が強制収用されました。中には家屋を移転させられた世帯もありました。それでも私の家族は建物には住み続けることができました。

その後、終戦となり農地は地主に払い下げられましたが、工廠跡の敷地が厚いコンクリート張りでしたので、私たちはゲンノウやツルハシを使って打ち砕き、リヤカーで運び出して、汗水垂らし何ヶ月もかけて、家族ぐるみで農地に復旧する作業をしたことを思い出します。

もう二度とこのような思いをすることはないだろうと思っていましたが、今度のダム事業により再び強制収用されようとしています。しかも、今回の場合は前回と異なり、農地だけでなく、住んでいる家や土地も対象となりますし、一度、収用されてしまうと、二

度と払い下げられることはなく、ダムの中に沈んでしまうこととなるのです。

私は、必要のないダムを造るために、これまで先祖代々住んできたこうぼるの地を離れることを絶対に受け入れることはできません。現在、集落には13世帯55名の住民が生活しています。

私達は、これまで住んできた土地や建物を明け渡す考えは毛頭ありません。今まで通り農地を耕作し、自分の家に住み続けるつもりであることを改めてここで宣言します。

### 3 石木ダムは不要なダム

岩本家の先祖がこうぼるの地に住むようになったのは100年以上前になります。

私は、昭和46年の予備調査の説明会で石木ダムの問題を知ることとなりました。

その説明会の中で住民から、「石木ダムは、なぜ多目的ダムにするのですか。」と質問をしたことがありました。これに対して県は「利水ダムだけでなく、治水を加えて多目的ダムにした方が国から補助金が多く貰えるからです。」と回答したことを今でもはっきりと記憶しています。

このように、石木ダムは、ダムを造ること自体が目的のダムであり、また、補助金をもらう為に数字を操作して色々な目的を付け加えて事業認定申請をした事業であることは明らかなのです。

### 4 ダム問題からの解放を

石木ダムを造るには、13世帯の家屋を強制的に取り壊し、私たち住民を追い出さなければなりません。

前代未聞の大規模な行政代執行をしなければならないのです。そして、行政代執行が実施されれば、昭和57年の強制測量時以上の悲劇が繰り返され、全国的大ニュースとなり国民の大きな非難を浴び、長崎県政の歴史に大きな禍根を残すことになるでしょう。

ダム計画から、50数年が経過しましたが、私達の親達もダム反対を唱えながら悔しさを抱き、計画が撤回されることのないまま、この世を去っていきました。さぞかし心残りであったでしょう。

気がつくと私達も殆どが60代後半、70代の高齢者になり、

長い間、ダム問題に翻弄され不安と精神的な苦痛を受け続け、人間として自由に生きる権利を拘束され続けています。

私たちは長年、石木ダムの翻弄された人生を繰り返してきました。

この問題は私たちの代で終わらせて、次の世代に安心してこうばるで暮らすことができる機会を与えてあげてください。

また、私達の残り少ない人生をダム問題から解放された状態で有意義に過ごすことが出来るよう、私達を自由の身にしてください。

それを実現するためには、事業認定を取り消すという方法しかありません。

以 上

[表紙に戻る](#)



2018年3月20日

平成27年（行ウ）第4号

石木ダム建設計画事業認定取消請求事件

原告 岩下和雄 外108名

被告 国

原告ら代理人

弁護士 板井 優

### 意見陳述書

1 まず最初に、本日に至るまで本件を真剣に御審理頂いた裁判長および裁判官各位に対し、心から敬意を表し、かつ御礼を申し述べたいと思います

いうまでもなく、本件は起業者としての長崎県が治水目的を、同じく起業者としての佐世保市が上水道用水の確保という利水目的を負って本件石木ダム建設事業計画を立て、これを国土交通省の九州地方整備局がその事業を認定し、二つの地方自治体による収用裁決申請を待って長崎県の土地収用委員会がこれを裁決したことを受けて強制的に石木ダムの建設を強行しようとする事例であります。

御承知のように約50年前から川棚川の支流に過ぎない石木川にダムを造る計画があり、水没予定地の住民たちの激しい反発と闘いを招いてきました。そして、現在に至るも13世帯の約60人の人々が水没予定地にて生業（なりわい）を営み生計を立てて来ています。これらの人々は、先祖から守り継がれ、語り伝えられてきた生活を維持しこれを子孫に伝えようとするわが国では外に例を見ないほどの敬虔な人々であります。

率直に言って、法治国家のわが国あっては、この裁判所以外に水没予定地に住む13世帯の住民たちを助けることは出来ません。裁判所におかれてはこのことを十分にご理解いただき公正な判決をなさるよう心より願うものです。

2 次に治水と利水という二つのダムを造る目的についての疑問を、この際申し上げておきます。細かいことは、相代理人が、それぞれに立場からそれぞれ根拠を上げて指摘している通りです。詳しいことは、その指摘をきっちり受け止めて頂ければ幸いです。

まず、治水について申し上げます。治水とは簡単に言うと大雨が降っても河川が氾濫して洪水が起きないようにすることです。長崎県は戦後降った大雨に川棚川が耐えられるように河川改修をして参りました。少なくとも、その結果従来の降雨では洪水は起きないということを長崎県は認めています。しかし、雨の降り方を「理論的」に検討してみると100年に一度の洪水に対

処できないということを持ちだし、そのためにはダムとセットでなければ治水安全度は確保できないと言います。ここで持ち出している治水安全度というのはダムによる治水安全度のことです。

これは、二つの点で問題があります。一つは、現実には雨が降った事実を問題にせず観念的な雨の降り方を問題にしている事であり、もう一つはダムがなければ治水安全度は維持できないという考えであります。このダムと河川とのセット論は国交省の謳い文句ですらあります。

次に、利水目的について述べます。最大の矛盾は、一方で人口が大幅に減るのに、他方で水需要が大幅に増えるという考えです。これは明らかに両立しません。ちなみに、この国の人口が 2060 年に 1 億人を大きく割り約 8674 万人になるのが当然の前提にされ、消えゆく地方自治体が出てくるという報道が大きくなされています。要するに、水需要も大きく減少するのです。そこで、その矛盾を解消するために、様々なテクニックを用いて水需要が増えるという小理屈を作り出しているのです。そのために、佐世保市の水道代が大幅に値上がりを行います。

この二つの目的の根底には、「始めにダムありき」という言葉が潜んでいます。では、どうして 50 年以上の前のダムづくりを現在に至るまで推進しようとしているのでしょうか。

その昔、現在の九州地方整備局が九州地方建設局（九地建）と言われていた当時、談合でダム建設を請け負った業者が九州地方建設局長のところに行くと銀行からお金を貸してくれる書類に職印をついたという週刊誌の報道がなされていました。この報道の通りですと、借りた金を返さざるを得ませんので半世紀以上前のダム計画がまかり通ることになります。

3 では、こうしたダムはどうなるのでしょうか。

中部地方の岐阜県揖斐郡の揖斐川水系に徳山ダムという有名なダムがあります。ダムは出来ましたが、付近の自治体が水を買ってくれないのです。水需要が少なくなったというのがその理由です。その結果、全く無駄なダムが出来上がりました。

しかし、本件と徳山ダムとでは決定的な違いがあります。徳山ダムでは周辺の自治体はいわゆるダムの水の「顧客」でしたが、石木ダムの利水問題では、佐世保市は顧客ではなく、「起業者」なのです。ここでは、徳山ダムのような顧客の水需要を予測するのは難しいという論理は成立しません。

2015 年 5 月、水防法という法律が改正されました。この改正法に基づき、熊本の球磨川水系の下流にある八代市で大変な水害が起こるというハザードマップが公表されました。

国交省八代河川道路事務所長は「従前は河川整備の目標とする『計画規模』

の雨量を前提に指定しましたが、新たに『想定し得る最大規模』の雨量を前提にしたものを公表することとなった」として、指定・公表したとしていません。これは1000年に一回と言われる大洪水のシュミレーションを八代市などに当てはめ甚大な被害が出ると公表したものです。このシュミレーションでは5m以上も浸水するとした区域もありました。

ある方が、九地整の八代工事事務所にこれは何かと尋ねました。すると、1000年に一度の大雨による洪水の結果であると答えたというのです。80年に一回の大雨に耐える治水安全度を目指して川辺川ダムを造るとというのが国交省の方針でした。水防法が改正されたのは、関東平野の鬼怒川という川が上流にいくつものダムがあるのに大洪水が起こったからでした。ダムは事前に想定された大雨には治水安全度が確保されます。しかし、想定外の大雨には対応できません。ここから防災安全度という考えが出てきました。

要するに、今や想定外の大雨に対するダムの治水安全度を前提にした安全神話は全く崩壊したのです。

- 4 裁判長。ダムというのは治水目的だけで分かりやすく言いうと、山間部に出来た人工の遊水地ということが出来ます。普段はダムをカラにして雨が溜まりやすいようにします。しかし、これに利水目的などを加え特定多目的ダムにすると利水目的のためには普段から水を貯めるようにします。しかし、いつどのような雨が降るかは誰にもわかりません。したがって、この二つの目的はまさに矛盾いたします。またダムは、いつも山間部に作るのではなく、人々が暮らす里にも造られます。山間部と違い里に出来るダムは自然環境や人間の生業をより大きく破壊します。

事実石木ダム建設事業計画では、ダムは一旦できると様々な魚介類の住む自然環境を壊し、ホタルなどの生息も拒否します。またそこに住む住民たちの生業も奪ってしまいます。

今、石木川の自然を守れという長崎県内の世論が大きく広がっています。特に、川棚町では毎月1回各地区で学習会をして、最近では1000人弱の映画会も行われました。

また、はるか遠いアメリカに本社を置くアウトドア商品を扱う「パタゴニア」という会社の日本支社もこの運動に深い理解を示しています。この中で、石木ダムに反対する住民の意思を表すアンケート（対象県民2500人中79.3%がダムの必要性に対する県の説明が「不十分」と回答）の結果を公表しています。

- 5 以上、いろいろと本件石木ダム建設計画事業認定の問題点について申し上げました。しかし、私たちは、ダム一般について建設反対を申し上げているわけではありません。

かように問題点が多い石木ダム建設計画の事業認定は取り消されるべきで

あり、行政の行き過ぎを規制することが司法である裁判所のやるべきことだ  
と思うからです。

かつて、水俣病問題の解決のためにご尽力された故原田正純医師は「水俣  
病を見たものの責任」ということを私たちに訴えました。

この裁判所が取り消し判決をだして頂ければ、私達が石木ダム建設計画事  
業を直ちに無いものとするよう力一杯努力いたします。それが、判決を出し  
て頂いた裁判所の努力に報いる道であり、この事件に関与した者としての責  
任だと思うからです。

以上で、私の意見陳述を終わりたいと思います。

表紙に戻る

平成27年（行ウ）第4号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄 外108名

被告 国

## 意見陳述書

2018（平成30）年3月20日

長崎地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 毛利 倫

### 1 はじめに

本件訴訟は、石木ダムの事業認定の取消を求めるものです。

被告国は、石木ダムは、佐世保市の水道用水を確保するという利水面と、川棚川の洪水対策という治水面の二つの点で必要性が高いので事業認定をしたといえます。

しかし、これまで私たちは、3年前の11月の提訴時以来、利水面、治水面、いずれにおいても石木ダムの具体的な必要性は、全く存在しないことを繰り返し主張してきました。

そして、私たちは、既に提出した主張と証拠によって、石木ダムの具体的な必要性がないこと、少なくとも、被告が、石木ダムが必要であることを何ら具体的に立証できていないことについては十分明らかにできたと考えていましたが、さらに、昨年12月と今年1月の計3日にわたり実施した3人の証人尋問によって、そのことが、さらに一層明確になったと確信しております。

そこで、私たちは、きょうの結審期日を迎えるにあたり、証人尋問の結果を踏まえた利水面及び治水面の最終準備書面をそれぞれ提出しました。

これから、私たちの主張のポイントについて、簡単に説明いたします。

### 2 利水面において石木ダムの具体的な必要性が全くないこと

最初に、石木ダム事業の利水面について述べます。

佐世保市が主張する石木ダムの必要性とは、①平成24年度の水需要予測により、将来的に水需要が大幅に増えること、しかし、②現在の佐世保市の保有水源ではその需要をまかなうことができないという2点に尽きます。

(1) ①平成24年度予測について

このうち、水需要予測についてですが、私たちは、まず、過去の佐世保市の水需要予測を検討した結果、平成24年度予測の内容を検討するまでもなく、その内容がでたらめであることを指摘しました。

なぜなら、私たちが資料を入手できた佐世保市の過去6回の水需要予測においては、毎回、需要予測の手法や数値がころころ変わり、そこに論理的な一貫性や整合性は全くなく、いつの時代の水需要予測においても、その当時の石木ダムの計画規模に見合う水の供給量が必ず不足するという結果になっていること、そして、いつの時代の水需要予測も、その後の実績値と大きくかけ離れた過大な需要予測であることが共通しているからです。

過去6回の需要予測が、その後の実績値と見事なまでに外れまくっていること、その一方で、その需要予測値がその当時の石木ダムの利用容量に見事なまでに一致することは、佐世保市の水需要予測が、もっぱら石木ダム建設の必要性を捻出するために意図的に作成されたものであることを物語っています。

そして、本件事業認定の根拠となっている平成24年度予測の内容を詳細に検討したところ、やはり石木ダム建設の必要性を捻出するという結論ありきのでたらめなものであることがはっきりしました。

佐世保市の平成24年度予測は、生活用水、業務営業用水、工場用水の用途別予測、また、負荷率や安全率の設定、いずれもが、何らの客観的根拠に基づかない不合理極まりない数値を採用しています。

まず、生活用水について、佐世保市は、渇水により市民は水を使うのを我慢しており、生活用水の原単位量は、佐世保市と人口規模が類似する他都市と比較して最も少ないと主張しました。

しかし、当時の平成24年度予測の作成責任者であった田中証人の証言により、受忍限界を超えていることに全く根拠はなく、他の14都市との比較アンケートについても、杜撰で不合理であることが明らかになりました。

次に、業務営業用水の小口需要では、佐世保市は、観光客数との相関が高いの

で、将来的に人口が減少していくにもかかわらず、水の使用量が右肩上がりに増加すると予測しています。

しかし、田中証人は、過去の予測では観光客数との相関に基づく予測を一切採用しなかった理由、平成24年度予測から突如予測手法を変更した理由について、いずれも「分からない」と答えるか、黙り込んで実質的な証言を拒否しました。同じタイミングで、ハウステンボスを大口需要から小口需要に分類変更した理由についても矛盾した証言しかできませんでした。

また、被告の事業認定にお墨付きを与えた小泉教授でさえ、業務営業用水の小口需要と観光客数との相関は、決して高くなく、「あるかないかといったらある」程度にすぎないと証言せざるを得ませんでした。

そして、平成24年度予測のでたらめさを象徴する工場用水の大口需要であるSSKの予測については、佐世保市が、売上高が2倍になるから水需要が4.88倍に増えるという虚偽記載をしていたことは既に明らかになっていました。

今回、田中証人の尋問により、SSKの需要予測は、SSKが自ら必要水量を具体的に算定し、佐世保市に要望したものではなく、佐世保市が、SSKに事前に必要水量をきちんと問い合わせることなく、何らの具体的な裏付けもとらずに、勝手に推計した机上の計算にすぎないものであることが明らかになりました。

SSKの需要予測は、客観的データに基づかない、佐世保市による完全な創作であり、さらに言えば、捏造に近いとさえ言えるものです。

負荷率、安全率についても、平成24年度予測から突然変更した合理的理由や妥当性について、田中証人及び小泉教授は一切説明できませんでした。

## (2) ②保有水源について

以上のようなでたらめな需要予測をまかなうための保有水源が足りないということについては、佐世保市が、慣行水利権を保有水源から除外した理由について、私たちは、そもそも佐世保市の主張が何らの法的根拠や客観的根拠がない間違ったものであることを繰り返し主張してきました。

今回の証人尋問でも、田中証人は、その合理的理由を一切説明できず、被告の主張とも矛盾する支離滅裂で不明瞭な証言を繰り返しました。

慣行水利権を保有水源から除外しないと、石木ダム建設の必要性が出てこないからであることがより一層明らかになったと言えます。

なお、被告は、佐世保市の水需要予測の妥当性を担保するために2人の学者に意見書作成を依頼しています。

このうち、東京大学の滝沢教授は、証人尋問を拒否し、敵前逃亡したので論外ですが、証人尋問に応じた首都大学東京の小泉教授も、意見書は、佐世保市のプレゼン資料だけを鵜呑みにして、自らは文献やデータなどを一切調査もせず、佐世保市の言い分が正しいという前提で書いたことを証言しました。

2人の意見書は、佐世保市の見解をオウム返しにするだけの御用学者の極みのような代物です。

### 3 治水面において石木ダム具体的な必要性が全くないこと

次に治水面についてです。

治水面においては、①計画規模、②基本高水流量、③ダムによる効果の3点のいずれの点においても、石木ダム建設の具体的な必要性がないことが明確なものとなりました。

まず、①計画規模についてですが、長崎県評価指数は恣意的に設定されています。

また、基礎とした多くの事情のうち唯一河道状況のみ昭和50年当時のものを用いています。

そして、計画規模はダム事業計画に着手するや3倍以上に跳ね上がっているといった恣意的な設定がなされているのです。

すなわち、計画規模は恣意的に設定されていることが明らかとなっています。

次に、②基本高水流量についてです。

技術基準が求める1時間当たりの降雨量(降雨強度)の超過確率について、ことさらにこれを検討せず、実際には500年～1000年に一度しか生じないような流量を基本高水流量として設定しています。

すなわち、長崎県は技術基準が求める棄却検定をあえて回避し、非現実的な流量を基礎とした治水計画を策定しているのです。

現実的に生じる可能性が著しく低い流量を設定しなければ、石木ダム建設の必要性が捻出できなかつたことが明らかになりました。

三番目に、③石木ダムの効果についてです。



まず、石木ダムによらずとも過去に生じた全ての洪水を防ぐことができます。そればかりか、万が一基本高水流量として設定されている特異な流量となる降雨時でも計画堤防高よりも低い水位にて流下します。

さらには、治水代替案は客観的・合理的に検討されておらず、既往洪水にて問題となった内水氾濫・支流氾濫への効果は一切検証されていないのです。

すなわち、石木ダムによって治水上現実的な効果が具体的に基礎づけられているわけではありません。

そして、100年に一度の頻度で生じる、僅か1時間に満たない時間帯にて、堤防高ではなく計画高水位を僅かに超える水位となることを防ぐためにのみ石木ダムが必要だとされているのです。

浦瀬証人が述べたように、本件石木ダム計画は、昭和50年の段階でダムを造るということは確定しており、その後はこれを作ることを前提に技術基準や中小河川改修の手引きに整合する体裁となるように「確認」をただけです。

ゼロベースでの見直しなど全く行っていません。

整備方針、整備計画のいずれも単に形式的に数字合わせを行っただけで、具体的な必要性の有無の検討など行われていません。

これを真摯に検討していれば、石木ダムの必要性がないことは明白ですし、事業認定をなすこと自体不合理であることは被告も分かっていたはずで

#### 4 まとめ

以上述べたように、石木ダムの具体的な必要性は、利水面、治水面いずれも存在しないことが証拠上明白になりました。

結局、石木ダムの必要性とは、水はたくさんあればそのほうが良い、防災対策はあるにこしたことはないというレベルにすぎないのです。

具体的な必要性もないのに、13世帯の地権者を強制的に排除してまで、不要な石木ダムを建設するなどあり得ないことであり、また多くの長崎県民、佐世保市民も、そのような暴挙を望んではいません。

この違法不要なダム建設事業の事業認定を取り消すことは裁判所の責務です。

以上

表紙に戻る

平成27年（行ウ）第4号

石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄 外108名

被告 国

## 意見陳述書

2018年3月20日

長崎地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木昭雄

### 事実をありのまま見て下さい

私は、本件審理を終えるにあたり、御庁裁判所が判決を下す前提として、ぜひ事実をありのままに見て下さることを切望しております。

本件のような公共事業の是非の判断基準について、一般的に次のように言われています。

「地方公共団体がどのような施策を講じるかは、諸般の事情を総合考慮した上でされるべきことであって、専門的かつ政策的な行政判断が求められるものであり、その施策の選択は地方公共団体の合理的な裁量に委ねられているから、事業の実施の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその乱用があったかを検討すべきである。」

私もこの考え方自体については基本的に賛成であり、異論はありません。しかし、現実には裁判所が実際にこの「合理的な裁量」か否かの検討を行う際に、具体的な事実について、とりわけ事業の必要性判断の根拠となる各種の具体的な予測の数字について、合理的な予測か否かの厳格な判断を行わず、この判断に際しても「現状を踏まえた、地方公共団体の長による総合的な政策判断として行われるものであり、広範な裁量に委ねられるべきものと解される」などという判断が示されるということがあります。

すなわち、「行政の広範な裁量権」という言葉だけが、勝手に独り歩きし、本来科学的な判断であるべきどの予測の数字が、「合理的な予測か否か」についての判断までが、裁量という言葉のなかでどこかに消えてしまう危険性が存している、ということなのです。

本件は、最初の計画時点から長期間が経過することによって、行政が行った各種の予測の数字が、いかに現実に生じている実績値とかけ離れた現実離れした妄想とも言うべき数字に過ぎなかったことが明らかになっています。すなわち、まったく合理性を欠いた誤りの数値であり、とうてい「広範な裁量の範囲」などと言う「言葉」で許されるものではなかったということが自明です。

私たちは、本訴訟において御庁裁判所に今指摘したような、「広範な裁量の範囲内」というような言葉だけの作文ではなく、事実をありのままに認定したうえで、文字どおり「専門的かつ政策的な」合理性に基づく、予測の数字であるかどうかの事実判断を示していただきたいと願っています。

さらに、現時点でも、現地で毎日生活している原告たちが、本件事業によって奪われてしまうものが一体何なのか、ということも、澄んだ目で見つめて欲しいと願っています。現地で生活している原告たちが奪われるものは、本当に「財産的損害」という言葉で表されるものだけなのでしょうか。土地代や家財などの財産的評価額を補償すれば、損害は補てんされている、ということでしょうか。これまで数千年にわたって現地の地面の隅々に至るまで刻み込まれている、父祖伝来の「農耕」「文化」「行事」、あるいは、人々の「喜怒哀楽」などなど、そのすべてが失われ、奪われてしまい二度と回復できません。今、笑顔で地面を駆け回っている子や孫たちの姿が、さらにこれからも当然のこととして何世代にもわたって引き継がれていくことに、何の疑問も持っていなかった原告たちの当たり前の生活が、突然行政の手によって、一方的に強権的に奪い取られてしまうことに対する強い疑問を原告たちが抱いているのは、あまりにも当然のことです。

このような原告たちの思いの権利性について、原発事故の避難者訴訟の

東京地裁判決は、次のように人格権として認める判示をしています。

「すなわち、人が、『従前属していた自らの生活の本拠である住居を中心とする衣食住、家庭生活、家業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティー等における人間関係』を『包括生活基盤』と称し、そのような包括生活基盤が安定し、一貫していることによって人間は健全かつ安定的に人格を維持、形成し、陶冶することができる」、ということをも認め、このように人格を維持、形成し、陶冶するという利益は、従前属していた包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益でありいわゆる包括生活基盤に関する利益として、人間の人格にかかわるものであるから、憲法 13 条に根拠を有する人格的利益である」と判断したのです（東京地方裁判所平成 30 年 2 月 7 日判決）。

もちろん、原発被害と本件とは異なる事情です。しかし、原告たちが二度と回復することができない立退きを強制されるという点において、現地に居住する原告たちの「人としての尊厳」、「そこに生活する権利」が決して単なる「財産権」に過ぎない、などと評価してはならないことなのは、全く同様ののだと思います。

原告たちにそれだけの犠牲を払わせる、その人格権を侵害することを許すに足りるだけの公共性が、この事業には確かに存しているのだという事実を、被告が主張立証できたとはとうてい認められないと私たちは確信しています。本件事業は、行政の「裁量権」の範囲を超えています。御庁裁判所が今回下す判断によって、この原告たちが先祖から受け継ぎ、将来への子、孫たちに引継いでいくべき生活をはじめて守ることができるのだということを、充分配慮していただけるよう再度切望するものです。

表紙に戻る